

公立大学法人福井県立大学事務組織規程

平成19年4月1日
公立大学法人福井県立大学規程第19号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人福井県立大学の組織に関する基本規程（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第10号）第22条第4項に基づき、事務局の組織および事務分掌に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 事務局に次に掲げる部を置く。

経営企画部

教育・学生支援部

2 事務局に、支所として小浜キャンパス企画サービス室、あわらキャンパス企画サービス室およびかつみキャンパス企画サービスを置く。

(事務分掌)

第3条 第2条第1項に規定する部の分掌事務は次のとおりとする。

経営企画部

- (1) 法人経営に関する企画および調整に関すること。
- (2) 計画、評価に関すること。
- (3) 組織、人事に関すること。
- (4) 給与、福利厚生に関すること。
- (5) 財務会計、資産管理に関すること。
- (6) 広報に関すること。
- (7) 情報システム運用管理に関すること。
- (8) 研究および地域連携に関する企画および調整に関すること。
- (9) 地域連携に関すること。
- (10) 研究支援、産学官連携研究に関すること。
- (11) 附置研究所に関すること。
- (12) その他法人経営、研究および地域連携に関することで他部に属さないこと。

教育・学生支援部

- (1) 教育および学生支援に関する企画および調整に関すること。
 - (2) 教育課程に関すること。
 - (3) 学籍に関すること。
 - (4) 学生募集、入学、休学、転学、退学および卒業に関すること。
 - (5) 学生生活および就職の支援に関すること。
 - (6) 図書の利用サービスに関すること。
 - (7) 国際交流に関すること。
 - (8) 留学生支援に関すること。
 - (9) その他教育、学生支援および国際交流に関することで他部に属さないこと。
- 2 小浜キャンパス企画サービス室は、事務局の支所として、小浜キャンパスにおける事務を分掌する。
- 3 あわらキャンパス企画サービス室は、事務局の支所として、あわらキャンパスにおける事務を分掌する。
- 4 かつみキャンパス企画サービス室は、事務局の支所として、かつみキャンパスにおける事務を分掌する。

(課等の編成)

第4条 次の表の左欄に掲げる部に、同表の右欄に掲げる課室を置く。

部	課室
経営企画部	総務企画課、経営戦略課、恐竜学部開設準備室、地域政策学部開設準備室、財務課、連携・研究課、情報企画課
教育・学生支援部	教育推進課、入試企画室、国際・留学支援課、就職・生活支援課

(職および職務)

第5条 次の表の左欄に掲げる職を、同表の中欄に掲げる組織に置き、その職務は同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	組織	職務
事務局長	事務局	上司の命を受け、事務局の事務を掌理する。
事務局次長	事務局	上司の命を受け、事務局長を補佐する。
部長	部	上司の命を受け、部の業務を掌理する。
次長	部	上司の名を受け、部長を補佐するとともに、所管に係る業務を掌理する。
課（室）長	部、課または室	上司の命を受け、課または室もしくはその所管する業務を掌理する。
課（室）長補佐	課または室	課（室）長を補佐し、事務を整理する。
総括主任	課または室	上司の命を受け、特に命じられた事務を処理する。
主任	課または室	上司の命を受け、特に高度で困難な業務に従事する。
企画主査	課または室	上司の命を受け、特に困難な業務に従事する。
主査	課または室	上司の命を受け、困難な業務に従事する。
主事	課または室	上司の命を受け、業務に従事する。
専門員	課または室	上司の命を受け、専門的な業務を処理する。
書記	課または室	上司の命を受け、事務を処理する。
事務補	課または室	上司の命を受け、事務を補助する。

2 事務局長は、前項に定めるもののほか、特に必要と認める職務について、職を置くことができる。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月7日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。